

松江市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(松江市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松江市公営企業の設置等に関する条例(平成17年松江市条例第357号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、市民に生活用水その他浄水を供給するため水道事業を、汚水又は雨水を排除し、又は処理するため下水道事業を_____ _____、公共交通を整備するため__交通事業(法第2条第1項第4号の自動車運送事業及びこれに附帯する駐車場事業をいう。)を設置する。	(設置) 第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、市民に生活用水その他浄水を供給するため水道事業を、汚水又は雨水を排除し、又は処理するため下水道事業を、 <u>都市ガス及び液化石油ガスを供給するためガス事業を</u> 、公共交通を整備するため、 <u>交通事業(法第2条第1項第4号の自動車運送事業及びこれに附帯する駐車場事業をいう。)</u> を設置する。
2 略 (経営の基本) 第2条 松江市の水道事業、下水道事業_____及び交通事業(以下「企業」という。)は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営するものとする。	2 略 (経営の基本) 第2条 松江市の水道事業、下水道事業、 <u>ガス事業</u> 及び交通事業(以下「企業」という。)は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営するものとする。
2・3 略	2・3 略 <u>4 ガス事業は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 都市ガス</u> <u>ア 供給区域 松江市域内一円</u> <u>イ 標準熱量 46メガジュール</u>

	<u>工 製造能力 23万400立方メートル／</u> <u>日</u> <u>(2) 液化石油ガス販売区域 松江市域内</u> <u>一円</u>
<u>4・5 略</u> (管理者及び組織)	<u>5・6 略</u> (管理者及び組織)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の各号に掲げる企業の区分に応じ、当該各号に定める局を置く。	3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の各号に掲げる企業の区分に応じ、当該各号に定める局を置く。
(1) 略	(1) 略
<u>(2) 略</u>	<u>(2) ガス事業 ガス局</u>
4 略	4 略
5 企業の管理者は、次の各号に掲げる管理者の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。	5 企業の管理者は、次の各号に掲げる管理者の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
(1) 略	(1) 略
<u>(2) 略</u>	<u>(2) ガス事業管理者 ガス局長</u>

(松江市ガス供給条例及び松江市液化石油ガス販売条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 松江市ガス供給条例（平成17年松江市条例第360号）
- (2) 松江市液化石油ガス販売条例（平成17年松江市条例第361号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(松江市情報公開条例の一部改正)

2 松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 略</p>

(松江市職員定数条例の一部改正)

- 3 松江市職員定数条例（平成17年松江市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、上下水道局_____、交通局、市立病院、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(副市長、教育長、上下水道局長_____、交通局长、病院長及び別に条例で定める職員並びに臨時に任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において臨時に任用された職員に限る。)を除く。)並びに消防職員をいう。</p>	<p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、上下水道局、<u>ガス局</u>、交通局、市立病院、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(副市長、教育長、上下水道局長、<u>ガス局長</u>、交通局长、病院長及び別に条例で定める職員並びに臨時に任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において臨時に任用された職員に限る。)を除く。)並びに消防職員をいう。</p>

<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(11)</u> 略</p> <p>2 <u>前項第5号</u>の学校その他の教育機関の職員とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条に定める職員で、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除くものとする。</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) ガス局の職員 52人</u></p> <p><u>(4)～(12)</u> 略</p> <p>2 <u>前項第6号</u>の学校その他の教育機関の職員とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条に定める職員で、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除くものとする。</p>
---	--

(松江市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 松江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年松江市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前																														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者及び病院事業管理者(以下「特別職の職員」という。)の給料その他の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td><td style="text-align: center;">1,073,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td><td style="text-align: center;">874,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td><td style="text-align: center;">750,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">上下水道事業管理者 _____</td><td style="text-align: center;">715,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通事業管理者</td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院事業管理者</td><td style="text-align: center;">1,044,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,073,000円	副市長	874,000円	教育長	750,000円	上下水道事業管理者 _____	715,000円	交通事業管理者		病院事業管理者	1,044,000円	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者及び病院事業管理者(以下「特別職の職員」という。)の給料その他の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td><td style="text-align: center;">1,073,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td><td style="text-align: center;">874,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td><td style="text-align: center;">750,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">上下水道事業管理者</td><td style="text-align: center;">715,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>ガス事業管理者</u></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通事業管理者</td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院事業管理者</td><td style="text-align: center;">1,044,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,073,000円	副市長	874,000円	教育長	750,000円	上下水道事業管理者	715,000円	<u>ガス事業管理者</u>		交通事業管理者		病院事業管理者	1,044,000円
区分	給料月額																														
市長	1,073,000円																														
副市長	874,000円																														
教育長	750,000円																														
上下水道事業管理者 _____	715,000円																														
交通事業管理者																															
病院事業管理者	1,044,000円																														
区分	給料月額																														
市長	1,073,000円																														
副市長	874,000円																														
教育長	750,000円																														
上下水道事業管理者	715,000円																														
<u>ガス事業管理者</u>																															
交通事業管理者																															
病院事業管理者	1,044,000円																														

(松江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 松江市職員の退職手当に関する条例（平成17年松江市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(特別職の職員の退職手当) 第5条の4 常勤の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、第2条の3、第3条から前条まで及び第6条の4の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 (4) 上下水道事業管理者 _____ 、交通事業管理者及び病院事業管理者 100分の19.0 2～5 略	(特別職の職員の退職手当) 第5条の4 常勤の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、第2条の3、第3条から前条まで及び第6条の4の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 (4) 上下水道事業管理者、 <u>ガス事業管理</u> 者、交通事業管理者及び病院事業管理者 100分の19.0 2～5 略

(松江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 6 松江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年松江市条例第261号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 松江市の機関 市長、教育委員会、	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 松江市の機関 市長、教育委員会、

<p>選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p>
---	---

(松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

- 7 松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年松江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、上下水道事業の管理者_____、交通事業の管理者又は病院事業の管理者 2</p> <p>(4) 略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、上下水道事業の管理者、<u>ガス事業の管理者</u>、交通事業の管理者又は病院事業の管理者 2</p> <p>(4) 略</p>

(松江市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 8 松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松江市条例第43号）の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、_____、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。	(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、 <u>ガス事業管理者</u> 、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。